

A36 社会医療法人は、その開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の業務に支障のない限り、定款又は寄附行為の定めるところにより、その収益を当該社会医療法人が開設する病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に充てることを目的として、厚生労働大臣が定める業務(収益業務)を行うことができます。

【解説】

収益業務の種類とは、日本標準産業分類に定めるもののうち、農業・林業など13種に限定されています。

また、収益業務については、一定の要件を満たすものに限られるものであり、その規模、内容等についても、医療法施行規則第30条の35の2の要件を満たすものであるほか、法の規定により設立された法人の行う業務として社会的に許容される範囲内のものであることに十分留意する必要があります。